運輸省告示第五百七十五号・平成二年十一月三十一日
最終改正　国土交通省告示第二百十号・平成六年六月二日（平成八年二月一日施行）

標準貨物自動車運送約款

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送契約
　第一節　通則（第三条・第十四条）
　第二節　運送の申込み及び引受け（第十五条・第二十条）
　第三節　積付（第二十一条・第二十四条）
　第四節　指図（第二十五条・第二十七条）
　第五節　事故（第二十八条・第三十一条）
　第六節　運賃、料金等（第三十二条・第三十八条）
　第七節　運賃、料金等の収受及び引渡し（第三十九条・第四十五条）
　第八節　責任（第四十六条・第四十九条）
　第九節　運送の中止（第五十条・第五十四条）
　第十節　運送の中止及び引受け（第五十五条・第五十七条）
　第十一節　運送の終了（第五十八条・第六十条）
　第十二節　運送の変更（第六十一条・第六十四条）
　第十三節　特別事項（第六十五条・第六十八条）
　第十四節　その他の内容について運送に関し必要な事項
第三章　運送業務等（第六十九条・第七十条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、特別区を含む市町村間運送を行います。

3　当店は、貨物の自動車による集荷、配送等の業務を行います。

4　当店は、貨物の自動車による運送に関連する業務を行います。

（規約の適用）

第二条　当店の運送サービス一般（以下「運送」という。）に関する運送契約は、この運送約款（以下「約款」という。）によります。

2　ただし、この約款に定めない事項については、法令又は一般の慣習によります。

3　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章　運送業務等

第一節　通則

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運送の申込み）

第四条　運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物その他正当な事由がある場合はこの限りでありません。

（引受拒否）

第五条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一　発送店舗　貨物を受け取ってから日を合算した日

二　着送店舗　運賃及び料金等の計算の基礎となる発送日の翌日から起算して十日（ただし、一日未満の端数は一日とします。）

三　ただし、一日未満の端数は一日とします。

三　集荷及び配送を行う場合にあっては各一日

2　前項の規定によって引渡期間の満了後、貨物の引渡しがなかったときは、これをもって運送を終了します。

第二節　運送の申込み及び引受け

（運送の申込み）

第六条　当店に貨物の運送を申込む者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送書を提出しなければなりません。

一　申込者の氏名又は住所及び電話番号

二　貨物の品名及び種類

三　集荷及び配送の場所及び希望日時

四　集荷先及び配送先は発送及び受取人にその荷役の種類及び数量

五　その他の荷役及び配送に必要な事項

六　運賃、料金等の名称及び種類（運賃、料金等を合わせて「運賃、料金等」という。）の支払方法

七　貨物の品名及び荷造り等を記載した明細書

八　その他の貨物の運送に必要な事項

2　前項において、当店が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法をいう。）による運送の申込みを受けるものとしているときは、前項の運送申込書の提出に代えて、当該運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、申込者は、当該運送申込書を提出したものとみなされます。

（運送の引受け）

第七条　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があったときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。

一　集荷及び配送又は発送及び到着の予定日時

二　運賃、料金等の金額

三　前項の運送引受書の交付にたって、当該運送引受書に記載すべきものを電磁的方法により提供することがあります。この場合において、当店は、当該運送引受書を交付したものとみなします。

（貨物の種類及び性質の申告）

第八条　申込者は、運送のしようとするときは、その貨物の種類及び性質を通知することなく申込者に対するものとします。

2　当店は、前項の規定による通知がないときは、貨物の種類及び性質に応じ、運送の中止、運賃、料金等の増額その他の必要な措置をとることがあります。

3　当店は、前項の措置によって生じた損害については、当店に責任がないときは、申込者の負担とします。

4　当店は、第一項の通知を受けたときは、その内容を確認するために必要な範囲で、その貨物の種類及び性質を調査することがあります。

（運賃、料金等の収受）

第九条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物その他正当な事由がある場合はこの限りでありません。

（引受拒否）

第十条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一　発送店舗　貨物を受け取ってから日を合算した日

二　着送店舗　運賃及び料金等の計算の基礎となる発送日の翌日から起算して十日（ただし、一日未満の端数は一日とします。）

三　ただし、一日未満の端数は一日とします。

三　集荷及び配送を行う場合にあっては各一日

2　前項の規定によって引渡期間の満了後、貨物の引渡しがなかったときは、これをもって運送を終了します。

第三節　積付

（積付）

第十一条　当店は、貨物の積付は、当店の責任において、シート、ロープ、建木、ボルト、ナット、ボルト、ボルトその他の積付用品は、運送に適する自動車運送事業者が備えているものを除き、貨物の荷主又は発送人又は受取人又は荷主の負担とします。

第四節　貨物の受取及び引渡し

（受取及び引渡しの場所）

第十二条　当店は、運送申込書に記載された集荷先又は発送地において、荷送人又は荷送人の指定する荷の指定する荷主又は発送人又は荷送人の指定する荷主又は到着地において荷受人又は荷受人の指定する荷主に貨物を引き渡します。

（管理責任に対する引渡し）

第十三条　当店は、次の場合には、当該責任に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。

一　荷受人が引渡しを不在の場合には、その引渡先における同居者、従業員又はこれに準ずる者

二　輸送車両、容器等が引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者

（運賃等の支払）

第十四条　当店は、貨物に関し受け取るべき運賃、料金等又は品代金等の支払を受けなければ、貨物の引渡しをしません。

2　当店は、前項の引渡しをしないときは、その貨物の保管、荷造り、運送の中止、運賃、料金等の収受、その他の必要な措置をとることがあります。

3　当店は、前項の措置によって生じた損害については、当店に責任がないときは、申込者の負担とします。

4　当店は、第一項の規定による引渡しをしないときは、その旨を荷送人に通知します。

（運賃、料金等の収受）

第十五条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物その他正当な事由がある場合はこの限りでありません。

2　前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その金額を当店の指定する方法により収受します。

3　当店は、前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その旨を荷送人に通知します。

4　当店は、第一項の規定による運賃、料金等の収受を行うときは、その旨を荷送人に通知します。

（運賃、料金等の収受）

第十六条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物その他正当な事由がある場合はこの限りでありません。

2　前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その金額を当店の指定する方法により収受します。

3　当店は、前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その旨を荷送人に通知します。

4　当店は、第一項の規定による運賃、料金等の収受を行うときは、その旨を荷送人に通知します。

（運賃、料金等の収受）

第十七条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物その他正当な事由がある場合はこの限りでありません。

2　前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その金額を当店の指定する方法により収受します。

3　当店は、前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その旨を荷送人に通知します。

4　当店は、第一項の規定による運賃、料金等の収受を行うときは、その旨を荷送人に通知します。

（運賃、料金等の収受）

第十八条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物その他正当な事由がある場合はこの限りでありません。

2　前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その金額を当店の指定する方法により収受します。

3　当店は、前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その旨を荷送人に通知します。

4　当店は、第一項の規定による運賃、料金等の収受を行うときは、その旨を荷送人に通知します。

（運賃、料金等の収受）

第十九条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物その他正当な事由がある場合はこの限りでありません。

2　前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その金額を当店の指定する方法により収受します。

3　当店は、前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その旨を荷送人に通知します。

4　当店は、第一項の規定による運賃、料金等の収受を行うときは、その旨を荷送人に通知します。

（運賃、料金等の収受）

第二十条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物その他正当な事由がある場合はこの限りでありません。

2　前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その金額を当店の指定する方法により収受します。

3　当店は、前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その旨を荷送人に通知します。

4　当店は、第一項の規定による運賃、料金等の収受を行うときは、その旨を荷送人に通知します。

（運賃、料金等の収受）

第二十一条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物その他正当な事由がある場合はこの限りでありません。

2　前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その金額を当店の指定する方法により収受します。

3　当店は、前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その旨を荷送人に通知します。

4　当店は、第一項の規定による運賃、料金等の収受を行うときは、その旨を荷送人に通知します。

（運賃、料金等の収受）

第二十二条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物その他正当な事由がある場合はこの限りでありません。

2　前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その金額を当店の指定する方法により収受します。

3　当店は、前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その旨を荷送人に通知します。

4　当店は、第一項の規定による運賃、料金等の収受を行うときは、その旨を荷送人に通知します。

（運賃、料金等の収受）

第二十三条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物その他正当な事由がある場合はこの限りでありません。

2　前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その金額を当店の指定する方法により収受します。

3　当店は、前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その旨を荷送人に通知します。

4　当店は、第一項の規定による運賃、料金等の収受を行うときは、その旨を荷送人に通知します。

（運賃、料金等の収受）

第二十四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物その他正当な事由がある場合はこの限りでありません。

2　前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その金額を当店の指定する方法により収受します。

3　当店は、前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その旨を荷送人に通知します。

4　当店は、第一項の規定による運賃、料金等の収受を行うときは、その旨を荷送人に通知します。

（運賃、料金等の収受）

第二十五条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物その他正当な事由がある場合はこの限りでありません。

2　前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その金額を当店の指定する方法により収受します。

3　当店は、前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その旨を荷送人に通知します。

4　当店は、第一項の規定による運賃、料金等の収受を行うときは、その旨を荷送人に通知します。

（運賃、料金等の収受）

第二十六条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物その他正当な事由がある場合はこの限りでありません。

2　前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その金額を当店の指定する方法により収受します。

3　当店は、前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その旨を荷送人に通知します。

4　当店は、第一項の規定による運賃、料金等の収受を行うときは、その旨を荷送人に通知します。

（運賃、料金等の収受）

第二十七条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物その他正当な事由がある場合はこの限りでありません。

2　前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その金額を当店の指定する方法により収受します。

3　当店は、前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その旨を荷送人に通知します。

4　当店は、第一項の規定による運賃、料金等の収受を行うときは、その旨を荷送人に通知します。

（運賃、料金等の収受）

第二十八条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物その他正当な事由がある場合はこの限りでありません。

2　前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その金額を当店の指定する方法により収受します。

3　当店は、前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その旨を荷送人に通知します。

4　当店は、第一項の規定による運賃、料金等の収受を行うときは、その旨を荷送人に通知します。

（運賃、料金等の収受）

第二十九条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物その他正当な事由がある場合はこの限りでありません。

2　前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その金額を当店の指定する方法により収受します。

3　当店は、前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その旨を荷送人に通知します。

4　当店は、第一項の規定による運賃、料金等の収受を行うときは、その旨を荷送人に通知します。

（運賃、料金等の収受）

第三十条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物その他正当な事由がある場合はこの限りでありません。

2　前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その金額を当店の指定する方法により収受します。

3　当店は、前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その旨を荷送人に通知します。

4　当店は、第一項の規定による運賃、料金等の収受を行うときは、その旨を荷送人に通知します。

（運賃、料金等の収受）

第三十一条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物その他正当な事由がある場合はこの限りでありません。

2　前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その金額を当店の指定する方法により収受します。

3　当店は、前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その旨を荷送人に通知します。

4　当店は、第一項の規定による運賃、料金等の収受を行うときは、その旨を荷送人に通知します。

（運賃、料金等の収受）

第三十二条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物その他正当な事由がある場合はこの限りでありません。

2　前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その金額を当店の指定する方法により収受します。

3　当店は、前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その旨を荷送人に通知します。

4　当店は、第一項の規定による運賃、料金等の収受を行うときは、その旨を荷送人に通知します。

（運賃、料金等の収受）

第三十三条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物その他正当な事由がある場合はこの限りでありません。

2　前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その金額を当店の指定する方法により収受します。

3　当店は、前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その旨を荷送人に通知します。

4　当店は、第一項の規定による運賃、料金等の収受を行うときは、その旨を荷送人に通知します。

（運賃、料金等の収受）

第三十四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物その他正当な事由がある場合はこの限りでありません。

2　前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その金額を当店の指定する方法により収受します。

3　当店は、前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その旨を荷送人に通知します。

4　当店は、第一項の規定による運賃、料金等の収受を行うときは、その旨を荷送人に通知します。

（運賃、料金等の収受）

第三十五条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物その他正当な事由がある場合はこの限りでありません。

2　前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その金額を当店の指定する方法により収受します。

3　当店は、前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その旨を荷送人に通知します。

4　当店は、第一項の規定による運賃、料金等の収受を行うときは、その旨を荷送人に通知します。

（運賃、料金等の収受）

第三十六条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物その他正当な事由がある場合はこの限りでありません。

2　前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その金額を当店の指定する方法により収受します。

3　当店は、前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その旨を荷送人に通知します。

4　当店は、第一項の規定による運賃、料金等の収受を行うときは、その旨を荷送人に通知します。

（運賃、料金等の収受）

第三十七条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物その他正当な事由がある場合はこの限りでありません。

2　前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その金額を当店の指定する方法により収受します。

3　当店は、前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その旨を荷送人に通知します。

4　当店は、第一項の規定による運賃、料金等の収受を行うときは、その旨を荷送人に通知します。

（運賃、料金等の収受）

第三十八条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物その他正当な事由がある場合はこの限りでありません。

2　前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その金額を当店の指定する方法により収受します。

3　当店は、前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その旨を荷送人に通知します。

4　当店は、第一項の規定による運賃、料金等の収受を行うときは、その旨を荷送人に通知します。

（利用運送及び利用運送手数料）

第三十九条　当店は、自己の運送事業の利益を害しない限り、引受けた貨物を他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用して運送することがあります。この場合において、当店は、あらかじめ、荷送人に当該貨物の自動車運送事業者の名称等を通知します。

2　荷送人は、前項の利用運送を行うときは、第三十二条第一項の運賃、料金等に定める利用運送手数料を収受します。

3　に係る手数料を収受する利用運送を行う場合は、前項の規定にかかわらず、別途見積もった手配を要する利用運送を行う場合は、当店は、手数料を収受しません。

4　数料を別途手配を要する利用運送を行う場合は、前項の規定にかかわらず、別途見積もった手数料を収受します。第二項の通知を行なかった運送について、当店の責により利用運送を行う場合があります。この場合において、利用運送に係る手数料は収受しません。

第三節　積付

（積付）

第四十条　貨物の積付は、当店の責任において行います。

2　積シート、ロープ、建木、ボルト、ナット、ボルトその他の積付用品は、運送に適する自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人又は荷主の負担とします。

第四節　貨物の受取及び引渡し

（受取及び引渡しの場所）

第四十一条　当店は、運送申込書に記載された集荷先又は発送地において荷送人又は荷送人の指定する荷の指定する荷主又は発送人又は荷送人の指定する荷主又は到着地において荷受人又は荷受人の指定する荷主に貨物を引き渡します。

（管理責任に対する引渡し）

第四十二条　当店は、次の場合には、当該責任に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。

一　荷受人が引渡しを不在の場合には、その引渡先における同居者、従業員又はこれに準ずる者

二　輸送車両、容器等が引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者

（運賃等の支払）

第四十三条　当店は、貨物に関し受け取るべき運賃、料金等又は品代金等の支払を受けなければ、貨物の引渡しをしません。

2　当店は、前項の引渡しをしないときは、その貨物の保管、荷造り、運送の中止、運賃、料金等の収受、その他の必要な措置をとることがあります。

3　当店は、前項の措置によって生じた損害については、当店に責任がないときは、申込者の負担とします。

4　当店は、第一項の規定による引渡しをしないときは、その旨を荷送人に通知します。

（運賃、料金等の収受）

第四十四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物その他正当な事由がある場合はこの限りでありません。

2　前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その金額を当店の指定する方法により収受します。

3　当店は、前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その旨を荷送人に通知します。

4　当店は、第一項の規定による運賃、料金等の収受を行うときは、その旨を荷送人に通知します。

（運賃、料金等の収受）

第四十五条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物その他正当な事由がある場合はこの限りでありません。

2　前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その金額を当店の指定する方法により収受します。

3　当店は、前項の規定によって運賃、料金等を収受するときは、その旨を荷送人に通知します。

4　当店は、第一項の規定による運賃、料金等の収受を行うときは、その旨を荷送人に通知します。

第五節　事故

（事故の通知）

第四十六条　当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の引渡しを指図をしようとするときは、その旨を荷送人に通知します。

一　貨物の著しい滅失、損傷その他の事故を発見したとき。

二　当初の運送経路又は運送方法によることができなくなったとき。

三　相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき。

2　前項の規定による通知を受けたときは、荷送人は、その指図をしようとするときは、その旨を当店に通知します。

3　あの中止若しくは運送経路若しくは運送方法の変更を行うことがあります。

（危険品の処分）

第四十七条　当店は、第十五条の規定による通知及び明記しなかった運送、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、運送上の危険を除去するために必要な措置をとることがあります。

2　前項の措置によって生じた損害については、当店に責任がないときは、申込者の負担とします。

3　前項の措置をとったときは、当店は、荷送人又は荷受人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止）

第四十八条　当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が責任を負わない事由により、記載した貨物を返還することがあります。

2　前項の中止料金は、当店の責任において、運送の中止の指図をしたときは、当該運送引受書に記載した料金等の三十パーセントを超えない範囲で、当店が定めます。

3　引渡しの指図をしたときは、当店は、荷送人又は荷受人に対し、その旨を通知します。

4　第一項の指図を受けたときは、荷送人は、その指図をしようとするときは、その旨を当店に通知します。

（指図に応じない場合）

第四十九条　当店は、運送上の支障があるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

2　前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

第六節　運賃、料金等

（運賃、料金等）

第五十条　運賃、料金等（巻末「キャージ」を除く。）及びその適用方法は、当店が別に定める運賃、料金等の表によります。

2　前項の運賃、料金等については、関係する巻末の市場価格に応じ別に定めるところによります。

3　巻末の運賃、料金等については、荷送人又は当店の一方は、貨物本来の重量、容積、荷造り等の事情により、当店の承諾を得ないで、運賃、料金等の変更をすることがあります。

4　当店は、第一項の運賃、料金等について、荷送人又は荷受人に対し、その変更の協議を求めることがあります。

（運賃、料金等の収受）

第五十一条　当店は、運賃、料金等を受け取るまでに、荷送人から運賃、料金等を収受します。

2　前項の運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受けます。

3　運賃、料金等の確定後、荷送人に対し、その過不足を清算します。

4　当店は、第一項の規定により、貨物を引き渡すときまでに、運賃、料金等を荷受人から収受することを認めることがあります。

（荷造費用）

第五十二条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、荷造費用は、荷送人又は荷受人の責任により荷造費用を負担します。

2　前項の荷造費用は、当店の責任において、荷造費用の額を定めるものとします。

3　当店は、前項の荷造費用を荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

4　荷造費用の額が第三項の規定により定まらないときは、当店は、荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

（荷造費用の額）

第五十三条　当店は、荷造費用を荷送人又は荷受人に対し、荷造費用の額を通知します。

2　荷造費用の額は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

3　荷造費用の額が第二項の規定により定まらないときは、当店は、荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

（荷造費用の額）

第五十四条　当店は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

2　荷造費用の額は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

3　荷造費用の額が第二項の規定により定まらないときは、当店は、荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

（荷造費用の額）

第五十五条　当店は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

2　荷造費用の額は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

3　荷造費用の額が第二項の規定により定まらないときは、当店は、荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

（荷造費用の額）

第五十六条　当店は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

2　荷造費用の額は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

3　荷造費用の額が第二項の規定により定まらないときは、当店は、荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

（荷造費用の額）

第五十七条　当店は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

2　荷造費用の額は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

3　荷造費用の額が第二項の規定により定まらないときは、当店は、荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

（荷造費用の額）

第五十八条　当店は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

2　荷造費用の額は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

3　荷造費用の額が第二項の規定により定まらないときは、当店は、荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

（荷造費用の額）

第五十九条　当店は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

2　荷造費用の額は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

3　荷造費用の額が第二項の規定により定まらないときは、当店は、荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

（荷造費用の額）

第六十条　当店は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

2　荷造費用の額は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

3　荷造費用の額が第二項の規定により定まらないときは、当店は、荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

（荷造費用の額）

第六十一条　当店は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

2　荷造費用の額は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

3　荷造費用の額が第二項の規定により定まらないときは、当店は、荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

（荷造費用の額）

第六十二条　当店は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

2　荷造費用の額は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

3　荷造費用の額が第二項の規定により定まらないときは、当店は、荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

（荷造費用の額）

第六十三条　当店は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

2　荷造費用の額は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

3　荷造費用の額が第二項の規定により定まらないときは、当店は、荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

（荷造費用の額）

第六十四条　当店は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

2　荷造費用の額は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

3　荷造費用の額が第二項の規定により定まらないときは、当店は、荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

（荷造費用の額）

第六十五条　当店は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

2　荷造費用の額は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

3　荷造費用の額が第二項の規定により定まらないときは、当店は、荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

（荷造費用の額）

第六十六条　当店は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

2　荷造費用の額は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

3　荷造費用の額が第二項の規定により定まらないときは、当店は、荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

（荷造費用の額）

第六十七条　当店は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

2　荷造費用の額は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

3　荷造費用の額が第二項の規定により定まらないときは、当店は、荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

（荷造費用の額）

第六十八条　当店は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

2　荷造費用の額は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

3　荷造費用の額が第二項の規定により定まらないときは、当店は、荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

（荷造費用の額）

第六十九条　当店は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

2　荷造費用の額は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

3　荷造費用の額が第二項の規定により定まらないときは、当店は、荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

（荷造費用の額）

第七十条　当店は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

2　荷造費用の額は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

3　荷造費用の額が第二項の規定により定まらないときは、当店は、荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

（荷造費用の額）

第七十一条　当店は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

2　荷造費用の額は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

3　荷造費用の額が第二項の規定により定まらないときは、当店は、荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

（荷造費用の額）

第七十二条　当店は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

2　荷造費用の額は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

3　荷造費用の額が第二項の規定により定まらないときは、当店は、荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

（荷造費用の額）

第七十三条　当店は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

2　荷造費用の額は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

3　荷造費用の額が第二項の規定により定まらないときは、当店は、荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

（荷造費用の額）

第七十四条　当店は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

2　荷造費用の額は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

3　荷造費用の額が第二項の規定により定まらないときは、当店は、荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

（荷造費用の額）

第七十五条　当店は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

2　荷造費用の額は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

3　荷造費用の額が第二項の規定により定まらないときは、当店は、荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

（荷造費用の額）

第七十六条　当店は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

2　荷造費用の額は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

3　荷造費用の額が第二項の規定により定まらないときは、当店は、荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

（荷造費用の額）

第七十七条　当店は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

2　荷造費用の額は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

3　荷造費用の額が第二項の規定により定まらないときは、当店は、荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

（荷造費用の額）

第七十八条　当店は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

2　荷造費用の額は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

3　荷造費用の額が第二項の規定により定まらないときは、当店は、荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

（荷造費用の額）

第七十九条　当店は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

2　荷造費用の額は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

3　荷造費用の額が第二項の規定により定まらないときは、当店は、荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

（荷造費用の額）

第八十条　当店は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

2　荷造費用の額は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

3　荷造費用の額が第二項の規定により定まらないときは、当店は、荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

（荷造費用の額）

第八十一条　当店は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

2　荷造費用の額は、荷造費用の額を通知した日から起算して十日以内に荷送人又は荷受人に対し、その荷造費用の額を通知します。

3　荷造費用の額が第二項